

特例民法法人である公益法人等が〔公益社団法人又は公益財団法人へ移行〕  
〔一般社団法人又は一般財団法人へ移行〕した場合の届出書



国 税 庁 長 官

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

届出者 〒 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
(連絡先) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔第44条 第45条〕の規定による〔認定 認可〕を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定による届出をします。

1 認定・認可前の名称等 【認定・認可年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			- -

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 _____ 電話番号 _____ (寄附時の住所)	(電話番号 - -)	
	フリガナ 氏 名		

2 特定贈与等を受けた財産の明細

- (注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数(1から6までのいずれかの数)を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。
- その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」
  - その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」
  - その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
  - その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」
  - その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」
  - その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」
- 2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

種類	細目	所在地	数量	利用状況

3 その他参考事項

\* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

通信日付印	寄附者所轄署	1 自署 2 他署(自局) 3 他署(他局) 4 不明	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)	番号確認
確認者				確認者	確認者			

(資 13-37-A 4 統一) (令 3.3)

作成税理士  
事務所所在地  
署名(電話番号)

## 〔記載要領等〕

### 《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けた場合に使用します。

### 《記載要領》

- 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。  
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は整備法第45条の認可後の法人の所在地等を記載してください。
- 「1 認定・認可前の名称等」欄には、整備法第44条の認定前又は整備法第45条の認可前の法人の所在地等を記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この欄の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
  - 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈をいいます。
  - 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項第1号に規定する買換資産を含みます。
  - 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
  - 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

### 《添付書類》

#### 【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

#### 【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）